

石炭非常増産対策要綱に関する議了解事項

(三二一〇三)

一 現行石炭買取價格水準の据置

石炭買取價格は、各炭鉱間ににおける調整又は現行価格における明らかな計算の錯誤あるものについての所要の補正をなす外、一般的引上は、当分二度とよどまい。

此の結果若干の企業はついで経営不能に陥ることあるも石炭企業全体の能率向上の大方向立ち、止むを得ないものとする。

尚能率向上なくして一律價上半を目途とするストライキ又は怠業等の事態を生じ一時出炭減少を来た二つある

も止むを得ないものとする。

二 所得税についての特別措置

要領一の二による作業方式の実行に伴い、高能率の坑内直接火災が坑内爆薬に対する累進税率の是正へ三割五分を越える累進税率の停止へ並びに、一定基準額へ年収六万円以上超える所得に対する所得税の免除を行う。

（五）賦課の基準案

賦課標準の確立のためは、就業規則を労働協約によつて定められる場合は、政府においてこれが基準案を策定し、その具体的策定を促進する。